

平成 21 年 7 月 30 日

文化審議会著作権分科会
法制問題小委員会 御中社団法人 日本書籍出版協会
社団法人 日本雑誌協会

「権利制限の一般規定」の導入に関する意見

標記の件について、以下の通り、両協会の意見を申し述べますので、ご審議にあたり是非ご留意いただきたくお願い申し上げます。

I 基本的な考え方

現段階では、具体的にどのようなことを想定しているのか、またどのような規定ぶりになるのかが不明なため、是非を述べることは難しい部分がありますが、基本的には権利制限の一般規定の導入には反対であります。

その理由は次のようなものです。

II 一般規定導入の必要性はない

- 1 著作権の権利制限は、現行の「個別規定」で十二分の措置がなされており、有効に機能している。
- 2 一般規定導入の主な理由となっていたインターネット検索事業者による一定の行為等は、既に明年 1 月 1 日から施行される改正著作権法に盛り込まれ措置されている。
- 3 一般規定を導入しなければ対処できない具体的な状況は示されておらず、現状では想定できない。現在例としてあげられている、写真・動画への写り込み（ネット上、出版物上）等は、現行法の現実的な解釈・運用あるいは民法上の一般規定等によって判断することが可能であり、著作権法に一般規定を導入する必要性はない。
- 4 写り込み等は、法の厳格な解釈からは著作権侵害といわざるを得ないが、著作権者の人格的および経済的利益を侵害しているとはいえ、可罰的違法性に欠ける些細な権利侵害は現行法の運用によって対処することが可能である。現実にもそのような裁判例もあり、一般規定を導入する理由とはならない。
- 5 一般規定がないことで、著作権侵害を主張されることを恐れて、新たなビジネスを始

めるに際して萎縮効果が働いているとの意見があるが、現行の法体系においては懲罰的損害賠償規定も無く、仮に訴えを起こされて敗訴したとしてもさほど大きな損害賠償額を課されることもないので、一般規定がないからといって、ビジネス上の萎縮効果が働いているとは到底思えない。

- 6 ただし、パロディに関しては現行の 32 条（引用）の運用では対処が難しい場合も想定できるので、何らかの制限規定を導入することを検討する余地はある。しかし、これは個別規定で対処すればよく、一般規定導入の根拠になるものではない。
- 7 出版に関わる著作権訴訟のほとんどは小額の訴訟であり、訴訟提起に係るコストと期待できる賠償額を勘案した場合、訴訟提起に踏み切るケースが急増するとは思えず、また訴訟に至っても和解することがほとんどであると予想され、一般規定が導入されたからといって裁判例が集積されることは期待できない。
- 8 米国のフェアユース規定は、長年にわたる判例の集積の結果が実定法化されたもので、条文作成時においては、その要件におのずから権利制限が認められる場合と認められない場合の線引きが内包されていたと考えられる。

Ⅲ 導入された場合、不況にあえぐ出版業界は壊滅的な打撃をこうむる

- 1 判例の積み重ねのない状態で一般規定が導入されるとすると、権利制限を拡大する方向での条文化が行われる結果となり、その解釈については将来の裁判例に委ねられることになる。立法者の意図が仮に権利制限の大幅な拡大を想定していなかったとしても、結果的に権利者の利益を不当に害するような権利制限の拡大に道を開くことになる。そのため、訴訟大国アメリカのようなフェアユース規定を導入している国はないと思われる。
- 2 一般規定の導入は、既存の個別規定の要件緩和の方向に作用し、著作権者等の利益を不当に害するような利用が拡大する懸念がある。現状でも、学校等の教育機関における複製（35 条）を引くまでもなく、制限規定の拡大解釈が行われている場合が少なくないが、このような傾向をさらに助長する。
- 3 仮に一般規定が導入された場合、フェアユースを根拠にしてネット上等での無許諾の利用が急増することが予想される。これらに対して一件ごとに訴訟を提起していくことは、権利者の負担をいたずらに増やすだけであり、実際には対応不可能である。一件ごとの利用がいかにか小さなものであったとしても、その積み重ねがもたらす結果は、出版業界全体に計り知れない損害を与えることになる。
- 4 コミック分野では、書籍や雑誌をスキャンしてファイル交換ソフトを介して無許諾での複製・公衆送信が行われている実態がある。このような行為は、いうまでもなく現

行法でも違法であるが、一般規定の導入により、このような違法行為までもが適法になるとの誤解あるいは曲解によって、著作権侵害行為が増加することが懸念される。その量と範囲の広がりから権利者としてもすべてに対処することは非現実的であり、出版業界は壊滅的な打撃をこうむる。

- 5 権利者が、起こりうる無許諾利用の多くに法的に対処することが困難になるとすれば、一般規定の導入は、一種の無法状態を作り出すのを助長することになり、長年にわたって培われてきた著作物利用の慣行を揺るがすことになる。
- 6 出版業界は、1996年をピークに売上高の減少が続いており、2008年の書籍・雑誌の総売上高は、1996年に比して約6,400億円減少し、2兆177億円に落ち込んだ(約24%の減少)。新刊書籍1点あたりの初版発行部数も減少を続け、自然科学書で平均2,124部、社会科学書では2,907部となっている(出版指標年報2008のデータによる)。これらの数字は、一般読者を対象にした書籍まで含んだものであり、専門家のみを対象とした学術書の発行部数はさらに少ない。ささやかな複写の繰り返して、50部の複写がなされたとしたら、500部しか発行されない出版物にとっては全発行部数の10%に上ることになる。一般規定の導入によって、仮に何らかの研究目的の複写が権利制限の対象になるとすれば、学術書市場に与える影響は甚大であり、出版業界が危機的な状況に陥ることを危惧する。
- 7 弁護士を多数抱える法律事務所や法律学者が多数在籍する大学等の研究機関で現在、複写権の権利処理を行っている著作権管理事業者と包括許諾契約を締結しているところはほとんどないが、それらの法律専門家が出版物の複写を行っていないとは考え難い。規模の大きい法律事務所では商業雑誌をスキャンし、所内に配信しているという例も一部の法律書出版社から指摘されている。権利処理の仕組みがあるにも関わらず、法律専門家でさえ著作権を軽視する状況がある中で、権利制限の拡大を認めるような一般規定の導入を行うことは、現在の行為を追認するかのような流れを生み出し大きな混乱を招くことになる。著作権意識の啓発がまず何よりも必要である。
- 8 出版物の複写に関しては、日本複写権センター、出版者著作権管理機構、学術著作権協会等の著作権管理事業者によって、適切な権利処理体制が整いつつある。このような管理事業者を通して容易に許諾を得ることが可能であるにもかかわらず、権利制限の範囲を拡大することは、適切な権利処理システムの構築を促進するというわが国の知的財産政策に逆行することになる。
- 9 さらに、新たなビジネス創出のために著作権処理のコストを軽減することが必要であり、その意図のもとに一般規定導入が要望されているとすれば、それは既存の著作権者の利益を損なうことを前提とした上で、新たなビジネス保護を図るということになり、著作権法の本来の趣旨を逸脱するものである。

以上